

ふくしま木もれ日クリニック 施設基準等 (2026年6月現在)

基本診療料の施設基準等

■時間外対応体制加算 1

■情報通信機器を用いた診療に係る基準（初診、再診、外来診療料）

- 電話、オンライン等での診療が可能です。初診時には向精神薬の処方はできません。

■外来感染対策向上加算

- 当院外来は、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- 感染性の高い疾患（新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、待機スペースを確保し、一般診療の方と導線を分けて対応しています。
- 院長を「院内感染管理者」と定め、院内感染対策マニュアルを作成し、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を適宜実施しています。
- 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- 福島市医師会との連携にて、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。
- 当院は新興感染症の発生時に自治体（福島県）の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

■電子的診療情報連携体制整備加算

- オンライン請求、オンライン資格確認、電子処方箋を行う体制を整備しており、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております。
- オンライン資格確認システムを通じて取得した医療情報を診察室で閲覧、または活用する体制が整っています。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用することを推奨し、ご案内やポスター掲示を行っております。
- 電子カルテ情報共有サービスについては、政府指針に基づき該当サービスの対応が整い次第導入予定です。

医学管理・特掲診療料の施設基準等

■小児科外来診療料

- 6歳未満のお子様が受診された際、「小児科外来診療料」を算定しております。基本的な診察料（初診・再診）に加えて、お子様の診療でよく行われる検査、処置、薬剤などの費用を、包括して計算する制度です
- 医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行います。

■小児食物アレルギー負荷検査

■ニコチン依存症管理料

■がん性疼痛緩和指導管理料

■生活習慣病管理料（2）

- 高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病とする患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を発行します。計画書へは初回のみ署名（サイン）を頂く必要があります。ご理解の程よろしくお願ひ致します。
- 医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行います。

その他

■外来・在宅ベースアップ評価料（1）

- 看護職員等の医療現場で働くスタッフの賃上げを実施するため、令和6年6月以降、ベースアップ評価料が開始されました。
- このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療の品質維持と向上のためにスタッフの賃上げに全額充てられます。

■物価対応料

- 昨今の医療材料費や光熱水費等の物価高騰が続く中、患者様に安全で質の高い医療を継続して提供するための体制を維持するため、国（厚生労働省）の定めにより令和8年度診療報酬改定により新設された制度です。初診、再診時に加算されます。